

# 肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用がある方の記載例

肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用がある方の場合

（所得及び所得控除に関する事項）

- 事業（農業）所得（参考）青色申告決算書（農業所得用）のとおり
- 社会保険料控除 国民健康保険 443,500 円、国民年金 193,110 円
- 生命保険料控除 旧生命保険料 268,000 円
- 地震保険料控除 地震保険料 12,000 円
- 医療費控除 支払医療費等 280,000 円、保険金などで補てんされる金額 80,000 円

○ 手順等については、記載例において表示している「令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

**【第一表】**

**手順1**  
7ページ参照

種類欄の該当する項目の文字を○で囲みます。

**手順2**  
8ページ参照

肉用牛の売却による所得の税額計算書から転記

**手順3**  
13ページ参照

令和 2 年 2 月 17 日 令和 01 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 B

FA0125

住所 ○○市△△町X-X-X-X

個人番号 XXXXXXXXXX

フリガナ コクセ イ タロウ

氏名 国税 太郎

職業 畜産業 ○○牧場

生年月日 3 5 0 1 1 1 6

マイナンバー (個人番号) を必ず記入してください。

明治・・「1」  
大正・・「2」  
昭和・・「3」  
平成・・「4」  
令和・・「5」

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税	その他
事業等 4426029	業農業 1469738	社会保険料控除 636610	課税される所得金額 291000	専従者給与(控除)額の合計額 1200000
不動産	不動産	小規模企業共済等掛金控除	上の⑨に対する税額又は第三表の⑩	青色申告特別控除額 650000
配当	配当	生命保険料控除 50000	配当控除	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額
雑収入	雑収入	地震保険料控除 12000	復興特別所得税額 305	未納付の源泉徴収税額
雑所得	雑所得	寡婦・寡夫控除 0000	所得控除後の税額 14855	本年分で差し引く繰越欠損金
合計	合計	勤労学生・障害者控除 0000	所得控除後の税額 14800	平均課税対象金額
		配偶者(特別)控除 0000	申告納税額 14800	変動・臨時所得金額
		扶養控除 0000	納める税金 14800	延納届出額
		基礎控除 380000		
		⑩から⑭までの計 1078610		
		雑損控除		
		医療費控除 100000		
		寄附金控除		
		合計 1178610		

○黒字の場合… 100 円未満の端数を切り捨てた金額（黒字の金額が 100 円未満の場合は「0」を記入します。）

○赤字の場合… 金額の頭に「△」又は「-」をつけてそのままの金額を記入します。

**手順4**  
21ページ参照

肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用を受ける場合、⑩欄の金額の頭に「免」と書いてください。

**手順5**  
26ページ参照

該当する事項がある方のみ記入します。

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。※この手引きでは、記入した部分を便宜上青色で印刷しています。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあげる 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③



【肉用牛の売却による所得の税額計算書】(国税庁ホームページに掲載しています。)

肉用牛の売却による所得の税額計算書 (兼確定申告書付表)

(平成 令和) 元 年 分)

氏 名 国税 太郎

提出用

この計算書は、農業を営む方が、次の①及び②の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ① 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
  - ② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛
- (注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
- 2 免税対象飼育牛とは、上の①及び②の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満(その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満)の肉用牛をいいます。
- ※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑬に記入する金額を求めます。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

この特例の適用を受ける金額(決算書に転記)

1 申告書に記載する農業所得

		① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (①-②-③)
		円	円	円	円
農業所得	①	14,753,429	9,854,302		4,899,127
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	② <sup>内</sup>	10,327,400	6,898,011		3,429,389
① - ②	③	4,426,029	2,956,291		1,469,738

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください(青色申告者の場合には「青色申告決算書(農業所得用)」から、白色申告者の場合には「収支内訳書(農業所得用)」から転記します。)
  - 2 ②欄には、上の①及び②の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「①収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のそのを超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
  - 3 ③欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。
- ※ この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額(②欄の「所得金額」欄の金額)については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

この特例の適用を受ける金額を除いた金額(申告書に転記)

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	④	14,550	円	← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額を書いてください。
配当控除	⑤			← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑪の金額を書いてください。
投資税額等控除	⑥			← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑫の金額を書いてください。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑦			← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑬の金額を書いてください。
政党等寄附金等特別控除	⑧			← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑭～⑯の金額を書いてください。
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除	⑨			← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑰～⑱の金額を書いてください。
差引所得税額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)	⑩	14,550	(赤字のときは0)	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑪			← 「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に内書された収入金額を書いてください。
⑪ × 5 %	⑫			
⑩ + ⑫	⑬	14,550		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑳に転記してください。なお、外国税額控除を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑬の金額の頭部に「㊟」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

(参考)【青色申告決算書(農業所得用)】

F A 0 2 1 3

令和 01 年分所得税青色申告決算書(農業所得用)

住所	〇〇市△△町×-××-×	業種名	畜産業	事務所所在地	
フリガナ氏名	國稅 太郎	農園名	〇〇牧場	氏名(名称)	
		電話番号	××-××××-××××	電話番号	

令和 2 年 2 月 17 日

損益計算書(自 1 月 1 日至 1 2 月 3 1 日)

提出用 (令和元年分以降用)	科 目		金額(円)	科 目		金額(円)	科 目		金額
	取	入	(円)	経	費	(円)	差引金額	(円)	
	販売金額①		14424429	作業用衣料費⑧		72000	差引金額	6760127	
	家事消費金額②		275000	農業共済掛金⑨		56000	(⑦-⑧)		
	雑収入③		54000	減価償却費⑩		1566172	貸倒引当金⑪	55000	
	小計(①+②+③)④		14753429	荷造運賃手数料⑪		164000	計	55000	
	農産物の棚卸高	期首⑤		雇人費⑫		580000	専従者給与⑬	1200000	
		期末⑥		利子割引料⑬		276000	貸倒引当金⑭	66000	
	計	(④-⑤+⑥)⑦	14753429	地代・賃借料⑭			計	1266000	
	租税公課⑧		143300	土地改良費⑮		36000	青色申告特別控除額⑯	5549127	
	種苗費⑨		84000				青色申告特別控除額⑰	650000	
	素畜費⑩		858000	雑費⑱		63000	所得金額⑲	4899127	
	肥料費⑪		238000	小計⑳		8119502	(⑲-⑰)	3429389	
	飼料費⑫		750000	農産物以外の棚卸高	期首㉑	685800			
	農具費⑬		572000	期末㉒		612000			
	農薬費⑭		695000	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用⑳		200000			
	諸材料費⑮		1174000	計(⑳+㉑-㉒-㉓)		7993302			
	修繕費⑯		250000						
	動力光熱費⑰		541030						

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。

肉用牛の売却による  
所得の税額計算書から  
転記

青色申告特別控除額について

- 65万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者(現金主義の方を除きます。)で、正規の簿記(一般的には複式簿記)の原則に従って記帳している方は、貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- 65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 65万円を超える場合は…65万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- 10万円の青色申告特別控除……(1)の控除をうける青色申告者以外の青色申告者は、最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- 10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額